

浜松市公共事業評価委員会設置要綱

第1 目的

「浜松市公共事業評価実施要綱」に基づき、実施する公共事業評価において、第三者の意見を求める場として、浜松市公共事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、市が実施する公共事業評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して市が作成した対応方針(案)について審議を行い、市長に対して意見の具申を行うものとする。

第3 委員会の組織

- (1) 委員会は、委員3人をもって組織する。
- (2) 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日からその日を含む年度末までの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 委員は再任することができる。

第4 会議

委員会は、市長が招集する。

第5 意見の聴取等

委員は、必要があると認めるときは、委員でない者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

第6 関連事業の審議

市以外の事業主体が実施する公共事業が、市の施策と密接に関連する場合には、市以外の事業主体が実施する事業の公共事業評価についても審議することができるものとする。

第7 会議の庶務

委員会の庶務は、財務部技術監理課において処理する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。